

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第 2 1 条 規程第 2 8 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規程第 2 8 条第 2 号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(その特例を含む。)により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認められた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 <u>1 5 分</u> を経過した時(監理銘柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が監理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後 <u>1 5 分</u> を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 規程第 2 8 条第 5 号に掲げる場合の売買の停止は、次の a 又は b に定める期間とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 売買の取消しを行わない場合 本所が売買の取消しを行わないことを発表した後 <u>1 5 分</u> を経過した時まで</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 2 3 年 5 月 9 日から施行する。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第 2 1 条 規程第 2 8 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規程第 2 8 条第 2 号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(その特例を含む。)により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認められた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 <u>3 0 分</u> を経過した時(監理銘柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が監理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後 <u>3 0 分</u> を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 規程第 2 8 条第 5 号に掲げる場合の売買の停止は、次の a 又は b に定める期間とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 売買の取消しを行わない場合 本所が売買の取消しを行わないことを発表した後 <u>3 0 分</u> を経過した時まで</p>